

事後評価シート

コード 11-2-1	事務事業名 健康診断事務	所管部課 学校教育部学務課
---------------	-----------------	------------------

事務事業の概要	事務事業の目的 児童、生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため。	事業の区分 <input type="checkbox"/> 総合計画 <input type="checkbox"/> 行革項目 <input checked="" type="checkbox"/> その他の事務事業
	実施内容、実施方法 就学前幼児には医師会、歯科医師会委託により就学時の健康診断を行い、治療を勧告し、保健上必要な助言を行う。児童、生徒には毎学年定期的に学校医による健康診断及び委託による各種検診を行い、疾病の予防、治療の指示、運動の軽減等適切な措置を行う。	根拠法令等 学校保健法
事業開始時期	合併前から	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

評価指標の設定	活動指標名 健診対象者数	活動指標の考え方(定義) 各年5月1日現在の小中学校児童生徒数 + 各年10月1日現在の就健対象者数
	成果指標名 1次 前年度罹患率を上回った疾病数	成果指標の考え方(定義) 1次 定期健診疾病異常調査票における疾病項目(31項目)のうち、当該罹患率が前年度の罹患率を上回った数(就学時健診による健診結果を除く)
	1次	1次
	2次	2次

		単位	15年度	16年度	17年度	18年度
事務事業データ	事業費(A)	千円	89,006	88,429	92,124	92,215
	国庫支出金					
	都支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源		89,006	88,429	92,124	92,215
	所要人員(B)	人	0.95	0.95	0.95	0.95
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	7,859	7,912	7,776	7,776
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	96,865	96,341	99,900	99,991
	単位当たりコスト (E)=(D)/ ( 健診対象者数 )	千円	7	7	7	#DIV/0!
歳入	千円					
活動指標	目標値	人			14,609	15,255
	実績値	人	14,227	14,357	14,609	
活動指標	目標値					
	実績値					
1次成果指標	目標値	項目			16	16
	実績値	項目	19	10	19	
1次成果指標	目標値					
	実績値					
2次成果指標	目標値					
	実績値					

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	なし
	26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	検査項目、対象者は法定。 ただし、寄生虫卵検査はその対象者から小学校4年生以上を除くことができるとなっているが、本市は小学校6年生まで対象としている。小3まで17市・小6まで9市
	運営上の制約条件・ 外部要因等	健診は学校医等による診断で校医報酬及び臨職等賃金、検査は業者委託による各種検査で入札が基本、就学時健診は医師会・歯科医師会委託。

コード 11-2-1	事務事業名 健康診断事務	所管部課 学校教育部学務課
---------------	-----------------	------------------

【事業所管部評価】

検証項目	選択基準	ランク	選択理由、特記事項等
1 目的の適切さ・目標	目的の妥当性 4 上位施策と目的が合致しており、施策に対する貢献度は他の事業と同程度である	▼	4 法に基づく事業なので継続実施は義務である。
	目標の妥当性 2 目標を定量的に設定できないが、定性的には設定している	▼	
	緊急性 5 財政難の中、他の事務事業を休止してでも優先して実施する必要がある	▼	
2 市の必要性	法的義務性 5 法律で実施することが義務づけられている	▼	5 法に基づく事業なので継続実施は義務である。
	必要性 4 安全・安心・健康な市民生活の水準の維持に不可欠なサービスである	▼	
	民間との役割分担 4 他に同種・類似サービスを提供しているのは、他の公共団体のみである	▼	
3 内容の適切さ	ニーズ 5 市民(市内)ニーズに関係なく実施する必要がある	▼	5 心障学級健診の廃止
	規模・方法の妥当性 2 事業規模や方法は、他の部門の求めて適宜見直している	▼	
	公平性 2 直接の対象は、特定属性の一部の市民または団体である	▼	
4 実施手段の適切さ	有効性 1 質・水準の改善にはあまり取り組んでいない	▼	1 価格競争による委託業者の決定 2 学校医等は三師会からの推薦による委嘱 5
	効率性 2 市直営の中で具体的な計画や目標等に基づきコスト低減に取り組んでいる	▼	
	独自性 5 国・都及び市内には同種の目的を有する他の事務事業はない	▼	
合計			41

	評価結果	判断理由、説明等
総合評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	学校保健法に基づく小中学校に在籍する児童生徒の健康診断事業及び小学校に就学予定者の就学時健康診断事業である。 寄生虫卵検査については、対象学年を小学校1年生～3年生に絞るかどうか検討の余地あり。

18年度における改善点	心身障害学級健康診断は18年度より廃止済み。 寄生虫卵検査の対象学年については、今後検討する余地がある。
-------------	---

二次評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	学校保健法により義務づけられている事業であるため、検討の余地は少ない。ただし、総合評価、改善点でも述べているように、寄生虫卵検査の対象拡大については、市独自の部分であり、早急に見直しを始めるべきと考える。
------	---	--

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	総合評価、二次評価記載のとおり、学校保健法により義務づけられている事業であるが、寄生虫卵検査の対象拡大については、市独自の部分である。 当面、他市の状況等と比較検討の上、対象事業の見直しについて、医師会等関係団体との調整を図り、段階的に進められたい。
--------	---	--